

# 資料編

(各種計画に盛り込まれている協働)

計画名	策定	担当課	ページ	大項目	内容
小城市国民保護計画	18	総務課	P3	第2章 国民保護措置に関する基本方針	市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について <b>協力</b> を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な <b>協力</b> をするよう努めるものとする。
小城市人材育成基本方針	18		P1	策定の趣旨	新市におけるまちづくりは、豊かな自然環境や歴史・文化、観光資源などの貴重な資産を大切にするとともに、地域の人々と <b>協働</b> し、それらを活用した新たな活力と魅力を創造し、様々な交流を活発に進めていくことを重点に取り組みなければなりません。
			P2	目指すべき職員像	常に問題意識を持って、市民の目線でものごとを理解し、情報を積極的に提供し、市民と共に考え、市民と <b>協働</b> して課題解決に取り組む職員
小城市地域防災計画(総則、風水害対策)	18		P1	第1章 総則	<b>市民</b> の役割を明らかに
			P4	第2章 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	「 <b>自らの身の安全は自らが守る</b> 」という防災の基本を自覚
			P76	第3章 災害応急対策計画	被災地の自主防災組織、事業所の自衛防災組織及び <b>市民</b> は、自発的に救助活動を行う
第3編 震災対策			P41	第2章 災害予防対策計画	「 <b>自ら守る、みんなで守る</b> 」という意識のもとに、 <b>市民自らが</b> 、地域社会の中でお互いに協力して、出火防止、初期消火、被災者の救出・救護、災害時要援護者への援助、避難及び避難所での活動を自主的に行うこと
小城市交通安全計画	18		P1	計画の基本理念	<b>市民一人一人</b> が自ら交通安全に関する意識を改革していくことが極めて重要である
					<b>市民の主体的な交通安全活動を積極的に促進することが重要である</b>
			P11	第1章 道路交通の安全	<b>住民</b> が身近な地域や団体において、自ら具体的な目標や方針を設定したり、交通安全に関する各種活動に <b>直接かかわったり</b> していく
			P2	計画の基本理念	地域におけるその特性に応じた自発的な取組等により、市民の参加・ <b>協働</b> 型の交通安全活動を推進する。
			P4	第1章 道路交通の安全	行政、学校、家庭、職場、団体、企業等が役割分担しながらその連携を強化し、また住民が、交通安全に関する各種活動に対して、その計画、実行、評価の各場面において様々な形で住民が参加し、 <b>協働</b> していくことが有効である。
財政健全化計画	18		P2	財政健全化に向けた基本的な取り組み方針	<b>市民協働</b> の推進(パートナーシップの確立) 住民自治の推進する観点から、今後、「自らの地域は自らで守り育てる」ことを基本理念とし、行政がすべてのサービスを行う「 <b>市民</b> が満足出来る行政」から行政と <b>市民</b> が話し合い、それぞれの責任において <b>協働</b> を行う「市民が納得出来る行政」へ転換を図ることが重要である。そのため、 <b>協働</b> を行えるような組織づくりのシムテムづくりの構築、支援を積極的に取り組んでいく。
				P5	具体的な方策
小城市行政改革大綱	17	財政課	タイトル		～みんなでつくる・あたらしい <b>協働</b> のまちづくり～
			P10	改革実現に向けた主な取り組み	地方分権社会を迎え、一層の自主性・自立性を確立していくためには、 <b>市民</b> と行政とがお互いに理解し合い、相互に連携・協力しながら進んでいくことが重要であり、いかに <b>市民</b> と行政の「 <b>協働</b> 」がコーディネートされるかが、自治体の今後の明暗を分けると言われています。そのため、 <b>協働</b> の事業を行えるような地域の組織づくりの支援や、団体と個人(特に団塊の世代)とのコーディネートを行うシステムの構築、支援などに積極的に取り組みます。
					P12

(前頁より引き続き) 小城市行政改革大綱	17	財政課	P14	3 透明性の高い公正で合理的な行政運営	<b>市民</b> の知る権利を尊重し、市政への市民参画の推進と公正で開かれた市政の発展を目指す
小城市男女共同参画プラン	18	企画課	P2	第1章プラン策定にあたって	家庭や地域・学校・職場などの様々な場において、女性と男性が社会の対等な構成員として、共に喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現に向け、地域の実情に沿いながら市民、団体、事業者等や行政との <b>協働</b> により総合的・計画的に施策を進める。
			P2		市民、団体、事業者等と行政が <b>協働</b> ・連携し取り組むことで効果的な事務事業を設定する。
			P16	第3章プランの考え方	家庭・地域・学校・職場など、あらゆる場でのコミュニケーションを図りながら、市民、事業者、行政がそれぞれの責務を自覚し、互いが <b>協働</b> して取り組むことが必要。
			P18		<b>市民</b> の皆様一人ひとりが理解を深め、地域団体や事業者など地域の様々な活動のなかで取り組むことが必要。
			P21		市民、団体、事業所、行政との <b>協働</b> による男女共同参画社会の実現に向けて……。
			P22	第4章施策の内容	<b>市民</b> 一人ひとりの意識の見直しが必要で、できることから行動していくことが大切。
			P68		自治会、婦人会及び老人会などの各 <b>CSO</b> 間の交流を促進し、交流を通じて誰もが気軽に挨拶でき、相談しあえる機会の創出や体制づくりを進めます。
			P71		<b>CSO</b> による男女共同参画推進のための取り組み支援 <b>CSO</b> と行政がパートナーとして <b>協働</b> することにより、各施策を推進して行くための体制づくりを図る。
			P72		モデル地区選定による男女共同参画の実践 男女がともに自治会活動・コミュニティ活動へ参画するため、市民と行政が <b>協働</b> して実践するモデル地区を選定します。
			P79		施策の目的 市民、企業、男女共同参画計画を推進する各団体等との連携を強化し、お互いの協力・ <b>協働</b> のもとにプランの推進を図ります。
P81	積極的な広報活動の推進 市民に分かりやすく周知できるような広報活動を推進し市民との <b>協働</b> 及び連携体制の一層の充実を図ります。				
P82	第5章協働と連携	男女共同参画社会の形成は、行政、市民、事業者が男女共同参画社会の実現という同じ目的に向かって協力し、主体的にそれぞれの役割を果たす「 <b>協働</b> 体制」を築きあげることが大切です。			
小城市地域情報化計画	17		P71	第6章 情報化の推進に向けて	<b>市民</b> や地域企業との <b>協働</b> および大学や県、近隣市町などとの連携を図りながら進める
小城市一般廃棄物処理基本計画	18	生活環境課	P8	まちづくりの基本理念と将来像	<b>市民</b> と行政が同じ目標に向かって協力して取り組む『市民主体のまちづくり』を進めます。(以下、総合計画P30参照)
			P35	基本方針	<b>住民</b> ・事業者・行政の役割の明確化と実行 基本理念及び目標を達成するために、住民・事業者・行政の三者が <b>協働</b> して、ごみ減量化及び資源の有効利用等を自らの問題として考え、取り組むことを目指します。 それぞれの役割を明確化し、かつ、有効に実行していきます。
小城市地域福祉計画	18	社会福祉課	P2	第1章 計画策定にあたって	小城市では、 <b>市民</b> と行政との <b>協働</b> により、誰もが安心して住み続けられる福祉のまちづくりを進めるための基本指針として「小城市地域福祉計画～小城しあわせプラン～」を策定します。
			P16	第3章 計画の基本方針	「誰にでもやさしい支えあいのまち 小城」を実現するため、次の4つの基本目標に基づき、 <b>市民</b> や関係団体と行政が <b>協働</b> して取り組んでいきます。基本目標1「地域力」を高めていくことが必要 基本目標2 地域でつながり、支えあおう……身近な地域単位で、市民や関係団体が連携し、地域の課題を解決するためのネットワークづくりを進めます。
			P22		多くの <b>市民</b> は地域とのつながりは必要である
			P23	基本目標1 地域の力を高めよう	〔これからの取り組み〕 <b>市民</b> は 地域の中で、積極的にあいさつや声かけを行います。 地域の行事に参加し、楽しみながら、交流を深めます。
			P24		<b>市民</b> が「福祉」について学び、正しい知識を身につける

(前頁より引き続き) 小城市地域福祉 計画	18	社会福祉課	P25	基本目標1 地域の力を 高めよう	[これからの取り組み] <b>市民は</b> 障害の有無や年齢、性別、国籍などに関係なく、個人の尊厳や生きる価値などは誰でも平等であることを理解し、お互いを尊重しあいます。 福祉や人権に関わるさまざまな問題に関心を持ち、講演会や学習会に参加します。 家庭において、子どもの思いやりの心を育みます。
小城市地域福祉 計画 第2部(各論)	18	社会福祉課	P27	基本目標1 地域の力を 高めよう	[これからの取り組み] <b>市民は</b> 子どもの時からボランティアやNPO等の活動に関心を持ち、自分の経験や知識、特技を活かして参加します。 困っている人を見たら、声をかけたり、手助けをするなど、「ちょっとしたボランティア」を心がけます。
			P29		[これからの取り組み] <b>市民は</b> 地域のさまざまな団体の活動に関心を持ち、参加します。
			P31	基本目標2 地域でつながり、 支えあおう	[これからの取り組み] <b>市民は</b> 身近な地域単位(町内会、自治会)での支えあい活動に積極的に参加します。
			P33		[これからの取り組み] <b>市民は</b> 公民館や集会所などの地域の施設を、交流活動や集いの場として活用します。
			P36		[これからの取り組み] <b>市民は</b> 福祉制度やサービスに関心を持ち、情報収集します。 福祉制度の説明会等に積極的に参加します。
			P38		[これからの取り組み] <b>市民は</b> 困りごとや不安を抱え込まないで、市の相談窓口や市社会福祉協議会、民生委員・児童委員などに気軽に相談します。
			P40	基本目標3 サービスを 利用しやすい 環境をつくる	[これからの取り組み] <b>市民は</b> 行政やサービスを提供する事業者等に対して、サービスについての意見や要望、アイデアを積極的に伝えます。
			P42		[これからの取り組み] <b>市民は</b> サービスを利用することは、市民の「権利」であることを理解し、自立して生活するために必要なサービスについては、遠慮せずに利用します。 地域福祉権利擁護事業や成年後見制度などの、サービス利用者の財産や権利を守る制度について理解を深め、利用します。 悪質な訪問販売や振り込め詐欺等の悪徳商法について関心を持ち、被害にあわないよう注意します。
			P43		地震・風水害等に対する災害対策や日常的な防犯対策は、行政だけの力では行き届かないところも多いため、市民や関係団体と <b>協働</b> して取り組むことが必要です。
			P44	基本目標4 安心して暮らせる まちをつくる	[これからの取り組み] <b>市民は</b> 防犯や防災の意識を持ち、災害や犯罪・事故から身を守るための方法を身につけます。 災害時の避難等が不安な人は、地域の人や行政に積極的に相談し、対応策を検討します。 子どもの見守りや自主防災組織、消防団等の地域の防犯・防災活動に積極的に参加します。
P47		[これからの取り組み] <b>市民は</b> 身近な道路などの環境美化活動に参加します。 高齢者・障害者等の移動や外出支援のボランティアに積極的に参加します。			
P50	第5章 重点プロジェクト	[小城市地域共生ステーション支援事業の概要] 目的 子どもから高齢者まで年齢を問わず、また、障害の有無に関わらず、誰もが自然に集い、住み慣れた地域の中で安心して生活していくことができるよう、様々な福祉サービスを、地域住民やCSO(市民社会組織)、ボランティア等が <b>協働</b> し、支援していく地域の拠点を整備する。			
小城市地域福祉 計画 第3部 計画推進 に向けて			P54	1 市民・関係団体 等と行政の協働	地域福祉の基本方針を定めたものであり、今後、記載されている内容を具体的に進めるにあたっては、市民をはじめ、市社会福祉協議会や民生委員・児童委員、NPO、ボランティア、身近な地域単位の組織(町内会、自治会)、婦人会、老人クラブ等の地域の組織、福祉サービス事業者等と <b>協働</b> して、地域に根ざした取り組みを進めていきます。

小城市水防計画書	19		P4	第1章 総則	(7) 一般市民の責務 <b>市民</b> は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない。(災害対策基本法7条2)
小城市住宅マスタープラン	18	建設課	P30	第5章 住まい・まちづくりの基本的方向	小城市一体で快適な居住空間を創出し、誰もが住みたくなる小城をつくる。その担い手は、市民、地域・団体・事業者、行政のみならず、住宅政策におけるそれぞれの役割や責務を分担し、 <b>協働</b> によって住まい・まちづくりに取り組む。
			P31	第5章 住まい・まちづくりの基本的方向	(3)市民が主役の活気がある住まい・まちづくり 市民、地域・団体・事業者、行政の <b>協働</b> により、それぞれ住宅政策における役割や責務を認識して積極的・主体的に取り組むことで活気生まれる市民が主役となる住まい・まちづくりを目指す。
	P34		第6章 住まい・まちづくりに関する施策の取り組み方向	良質な賃貸住宅供給の促進 高齢者や障害者、子育て世帯など入居資格を設定した賃貸住宅の整備費や家賃を助成する国の「地域優良賃貸住宅制度」を活用するなど、民間事業者に働きかけて <b>協働</b> による良質な賃貸住宅の供給を促進する。	
	P37			良好な景観形成の促進 総合計画の「宝びかびか輝きプロジェクト」に基づき、佐賀県の「まちづくり活動支援事業」を活用して市民や地域・団体の取り組みを支援するなど <b>協働</b> により、小城地区の歴史的町並みや牛津地区の赤れんが、天山山系の自然、有明海の干拓地、三日月地区や芦刈地区の田園風景など、小城市の多様な特性や資源に対して配慮した住宅の整備を促進する。	
	P46			(1) <b>協働</b> のための基盤整備(まちづくり団体の活動支援や教育環境の充実により、住宅政策の役割を分担する担い手の育成に努めるとともに、ワークショップなどの手法を活用するなど市民参加によるまちづくりを行うなど、 <b>協働</b> により施策を展開するための基盤を整備する。)  まちづくり団体の育成・活動支援(防犯や防災、子育て支援、高齢者の見守りなどの福祉活動、景観保全、環境対策など、まちづくり活動を行う <b>市民</b> や地域・団体・事業者などで構成されるボランティアやNPOなどの育成・支援に努める。)  <b>市民</b> 参加によるまちづくり 地域特性に応じた都市施設の整備や土地の高度利用を市民参加の整備手法により進める。	
	P51		第7章 重点施策の推進	(1)市民、住宅関連事業者、市の各主体の協働の支援 基本目標の達成に向けて、 <b>協働</b> の理念に基づき市民、住宅関連事業者、市の各主体の連携により取り組まれるべきである。各主体の役割を明確にし、そのなかで積極的に取り組むべき施策を重点施策として設定する。	
小城市次世代育成支援地域行動計画	17	こども課	P27	第4章 計画の基本的方向	(4) 社会全体で取り組む子育て支援 保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、行政や企業、学校や自治会など地域社会が協力しあい、 <b>協働</b> しながら推進します。
			P40	第5章 計画の具体的展開	(2) 子どもの健全育成 近年の少子化・核家族化の進行や都市化など、子どもを取り巻く環境の変化に対応し、子どもたちが健やかに育つ環境づくりをするために、地域子育て支援の活動の場として、空き教室など公共施設の余裕空間を活用したり、民生委員・児童委員、主任児童委員、母子保健推進員等との <b>協働</b> などを通して、地域における子どもの健全育成を推進します。

～小城どこでんミュージアム～屋根のない博物館構想	18	文化課	P2	「～小城どこでんミュージアム～屋根のない博物館」という考え方	小城市のまちづくりにどのようにして文化財を活かしていくかについて、みんなで考えることが行政と市民との <b>協働</b> につながる。行政と市民とが <b>協働</b> し一体となった活動をおこなうことで、小城市に関わる人々の郷土への関心が増し、愛情と誇りを持つことのできるようなまちづくりを目指す。
			P36	文化財の保存と活用	(1)市民との <b>協働</b> 「小城お宝応援隊」、「小城の語り部」、「小城だいでん学芸員」などの制度を導入し、市民に活動していただく。
			P48		本構想では市民との <b>協働</b> が重要となってくる
			P49	達成スケジュール	(3)市民との <b>協働</b> 本構想において、文化財の管理や小城の語り部など地域住民の協力が不可欠である。よって市民への広報、啓発活動、さらには研修会が重要となる。
			P51	達成スケジュール	3.今後の対応 本構想に取り組むにあたって、導入時は市が主体となって取り組むが、徐々に民間活力を導入し、将来的には市民団体と <b>協働</b> するような行政と市民が一体となった活動に発展させることを目標とする。
小城市障害者計画及び障害福祉計画	18	高齢障害福祉課	P87	第2章 計画の推進・評価体制	障害のある人が暮らしやすい社会を実現するために、地域社会を構成する市民、NPO、ボランティア団体、福祉サービス事業者、企業、社会福祉協議会及び行政などが <b>協働</b> の視点に立って、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施に取り組みます。
小城流スローライフプラン	19	企画課	P19	活動方針 5つの約束	4 <b>市民が主役</b> で市民が元気にこの活動も、 <b>主役は市民</b> です。市民自らが生き生きと活動していくものです。
			P48	3 緩急自在・ <b>協働</b> ・そして地方分権	<b>協働</b> の必要性 市民が、計画、企画に意見を反映させるだけでなく、行政と一緒に、一つの目的に沿って作業をし、汗を流す仕組みをいかにつくっていくか。
小城市環境基本計画	19	生活環境課	P17	第2章 基本目標 5 環境を守り活かす地域づくりの推進	小城市の環境を実際によりよいものにしていくには、行政、市民、事業者の <b>協働</b> が不可欠です。
			P18	第3章 施策展開にあたっての留意事項1 行政の率先垂範による環境保全施策の展開	環境保全行動の推進には、 <b>協働</b> の体制づくりがかかせません。
			P22	第1章 基本的施策	環境を守り活かす地域づくりの推進…… <b>協働</b> の仕組みづくり(環境NPO、市民団体の育成とネットワーク化)、(市民による環境調査、保全行動の促進)、(企業市民としての事業者の環境保全行動の促進)、(コミュニティ政策と地域環境保全対策の一体的推進)
			P23	施策・事業名	No76. 小城市 <b>協働</b> 指針に基づく <b>協働</b> の推進
			P24	基本的施策	<b>協働</b> の仕組みづくり…市民、事業者、行政がさまざまな場で <b>協働</b> を実践し、対等のパートナーとして継続的な関係を築いていることを目標とします。
			P24以降	(各施策・事業ごとに)	<b>協働</b> 体制の必要性: 施策・事業を推進していく上での、主体別の <b>協働</b> 体制の必要性を以下の記号により示します。
			P73	施策の概要 ア 環境NPO、市民団体の育成とネットワーク化	小城市 <b>協働</b> 指針に基づく <b>協働</b> の推進
			P76	第2章 重点施策	重点施策では、小城市の抱える環境課題のうち、緊急かつ重要性が高く、また、市民、事業者主体の <b>協働</b> のもとに推進する
			P84	(3)基本的方向 (監視、指導體制の強化)	事業者との <b>協働</b> の強化、行政と環境衛生推進員との <b>協働</b> を図る
			P89	4 環境学習の拠点整備、市民グループの形成・ネットワーク化	市民、事業者、行政の <b>協働</b> 体制を推進するための組織づくり、市民一人ひとりの環境保全に関する能力の向上を目指した環境学習のためのしくみづくりを重点施策として推進

# 小城市市民協働指針策定懇話会 設置要綱

## (設置)

第1条 市民協働のまちづくりを推進するに当たり、市民の自由な発想と主体的な行動を促し、市民と行政との協働による「小城市らしい小城市づくり」の実現に向けて、その具体的取組を示す指針を策定するため、小城市市民協働指針策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市民協働指針の策定に関すること。
- (2) 各種団体における活動内容の調査及び研究に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協働指針策定に関し必要な事項

## (組織)

第3条 懇話会は、委員8人以内で組織するものとする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民活動に関わる者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 懇話会にアドバイザーを置くことができる。

## (任期)

第4条 委員の任期は、市民協働指針策定完了までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第5条 懇話会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長は市長が指名する者とし、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 懇話会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことはできない。

3 懇話会は、原則として公開とする。

4 会長は、必要に応じ方針策定に係る資料の提供及び関係者の出席を各関係機関に求めることができる。

(アドバイザー)

第7条 アドバイザーは、懇話会の発展的業務遂行を促すため、懇話会に対し助言を行うものとする。

2 アドバイザーは、第3条第2項第1号に定める者のうちから、市長が指名する者とする。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示は、小城市市民協働指針を策定し、市長へ提言した日にその効力を失う。

## 小城市市民協働指針策定懇話会委員名簿

区分	所属	氏名	備考
地縁組織	区(自治会・町内会)	本村 初磨	会長
地縁組織	地域婦人会	南里 忍	
志縁組織	ボランティアグループ	島田 美和子	副会長
志縁組織	NPO法人	小森 喜紹	
志縁組織	NPO法人	川副 知子	アドバイザー
志縁組織	社会福祉法人	大坪 武裕	
公 募		小柳 義則	
公 募		白木原 佳子	

(敬称略)

行 政	【事務局】 総務部企画課	伊東 里	課長
		坂田 啓子	副課長
		森永 喜代美	主査
		森永 健一	主査



# 市民協働をすすめるための行動 指針策定経過

(平成19年度)

平成19年10月	第1回小城市市民協働指針策定懇話会
平成19年12月	第2回小城市市民協働指針策定懇話会
平成20年 2月	第3回小城市市民協働指針策定懇話会

(平成20年度)

平成20年 4月	第1回小城市市民協働指針策定懇話会
平成20年 5月	第2回小城市市民協働指針策定懇話会
平成20年 11月	第3回小城市市民協働指針策定懇話会
平成21年 1月	第4回小城市市民協働指針策定懇話会
平成21年 3月	第5回小城市市民協働指針策定懇話会



会議風景

# 協働の指針の策定を終えて……

## 本村初磨氏

私達、小城市民は一人ひとりが北は天山から南は有明海の特性を活かしたまちづくり(安心・安全・思いやり)の想いをもち続けています。

次世代を担う青少年と共に参画し、市民組織は互いに交流を深め行政と連携を蜜にして役割分担を理解し地域活動はもとより、環境・福祉・防災・教育・観光等に熱い心を持ち楽しく協働の輪を広げたいと思います。

## 島田美和子氏

1年半の市民協働指針の懇話会を終え、小城市も変革の時期に突入しはじめたなと感じています。

私の住んでいる地域は、平成20年度小城市のモデル分館6地域の1カ所です。

子ども達をはじめお年寄りも含めいろいろな事に取り組んで活動しています。

まさに協働で取り組んでいるんです。

私の学んだ事を糧に、自分の協働、そして皆さんとの協働の和=輪につなげたいと思っています。

## 川副知子氏

市民が参加する民間団体(ボランティア・市民活動団体と企業)と市との協働によって新しい地域・まちづくりが、いよいよ始動。本指針は懇話会に参加した市民と市の担当課の職員が、寄せられた多くの市民の方々の意見も集約しながら、話し合いを積み重ねて出来上がりました。この間、市民にとって「わかりやすいもの」と、ねばり強く創り上げる努力をされた職員には感謝!「協働」は、地域を変える力となる市民参加の重要な方策であり、市民の力を掘り起こすプロセスです。地域、世代、組織、立場を超え、本指針が活用されることを願って!!

## 大坪武裕氏

今まで市民同士で話し合っ一緒に取り組んでこなかったので、課題と負担が蓄積し生活がしづらかったようです。

住民間や世代間の壁、行政・学校・諸団体・企業・商店などの壁を取り払って「誰もが生活しやすい安心な地域・まち」を目標に市民同士の話し合いと交流が解決への大きな力だと思ひます。

### 小森喜紹氏

私に関わる団体（民）も、行政（官）の協力・支援がなければ、これまでのような活動は成し得なかったわけで、官民協働のひとつの姿であるものと理解しています。

この策定にかかわり、改めて「協働」でやる事の意義、可能性を学びました。

どの程度お役に立てたのか心もとないのですが、多くの市民への啓発に繋がれば幸いです。

### 小柳義則氏

市民の立場で協働指針の策定に関われたことは、私自身にとっても非常に有意義で貴重な経験でした。

他の委員の方々と意見交換していく過程で、学んだことも数多くありました。

この協働指針が一人でも多くの小城市民の皆さんに届き、共に考え、共に行動していくことができたら、素晴らしいだろうなと思います。ありがとうございました。

### 白木原佳子氏

人が二人以上集まれば、そこには社会が生まれます。

その数が増えていけば、組織・町市、ひいては国が生まれます。

そこには、問題も発生しますが、逆に一人の喜びが二人の喜びになり、たくさんの喜びにつながります。協働する事、手に手をたずさえて生きていけば大きな幸せな社会ができ上がっていきます。

一人の小さな力も集まれば大きな力になります。

”自分のできる事から始める  
“それが協働の第一歩です。

### 南里忍氏

「和で織りなす美しい小城市」をつくりあげるためには、市民が「関心をもつこと」、「動きだすこと」だと思います。みんなで住民自治を目指しましょう。

この行動指針が皆さんのお役に立てたらいいなと思います。

### 伊東 里

今回の指針策定には、行政を担当する立場で、又一人の市民の立場として懇話会の皆様と一緒に関わることとしました。この指針には、行政及び市民として目指すべき基本的なことが書かれています。皆さんが住み活動している「より良い地域づくり」のために、とにかく出来ることから「行動」しましょう。この指針が皆様の行動と住民自治確立の一助になれば幸いです。

### 坂田啓子

小城市の協働のスタートとしてふさわしい指針とは？を考えながら関わってきました。「小さなことから」「身近なところから」「1人ひとりが少しずつ動き出すこと」ということを読み取ってもらうことができればと思います。表現の仕方や言い回しなど、懇話会の委員の方と、みんな一緒になってじっくりと真剣に考えてきた過程も感じてください。

### 森永喜代美

「協働」の言葉に初めて接したときの感覚は、とても不思議でした。市民のかたも同じように感じるのかなと思いながら、できるだけ理解できるように指針になればと思いながら関わってきました。

これからが、もっと大切になってきます。

自分自身も、また回りの人たちも「協働」を一緒に考えることができるよう「行動」していきたいと思っています。

### 森永健一

市民一人ひとりが小城市のことを考え、行動に移すこと。

それが今の、そして未来の小城市づくりの大きな原動力となるのです。

「みんなが住んでいる小城市のために……」

“協働”は、市民みんなの考えや気持ちをまちづくりにつなげる身近な手段です。

小城市のことを“協働”を通してみんな考えていきましょう！

# さあ、これから・・・

まず、あいさつを交わし、お互いに顔見知りになりましょう。

皆で共通の目的を達成するために、この「市民協働をすすめるための行動指針」を参考として気づいたことから協力して行動しましょう。

住民自治(地域の運営は、その地域の住民の意思によって行われるべきという概念です。)の確立に向け一緒に取組んでいきましょう！

編集・発行 / 小城市総務部企画課

〒849 - 0302

佐賀県小城市牛津町柿樋瀬1100番地1

TEL 0952 - 63 - 8803

FAX 0952 - 63 - 8808

E - mail [kikaku@city.ogi.lg.jp](mailto:kikaku@city.ogi.lg.jp)

これから、協働して未来の小城市を創造しましょう！

この指針は、「平成20年度焔博記念地域活性化事業」の補助を受け策定しています。